

令和元年度 (一社) 栃木県建設業協会との意見交換会 回答趣旨

項 目	回 答 趣 旨
1. 建設業における働き方改革と災害対応について	<p>■在籍出向など地域の建設業者同士での人や資機材の融通を可能とし、特に災害対応に柔軟に労働者供給が行えるような新たな仕組みの創設についてご検討</p> <p>地域の維持管理に不可欠な事業において、その実施体制を確保するために「地域維持型」JV制度」を設けております。また、「官公需適格組合」を対象に、在籍出向者を監理技術者として認める運用もあります。こうした制度の活用についてもご検討いただき、いずれかの制度を活用するご要望がありましたら、支援・協力をさせていただきます。</p>
2. 新・担い手3法について	<p>■新・担い手3法の市町村を含む全発注機関への浸透について、国として、どのように対応していくお考えか御教示ください。</p> <p>品確法の浸透については、これまでも国、地方公共団体、特殊法人等の公共工事発注機関で構成する「関東ブロック発注者協議会」等を通じて取り組んできたところですが、今般の法改正の動きを踏まえ、公共工事の品質確保等に向けた取り組みをより一層推進するため、本年5月29日に開催した「関東ブロック発注者協議会」では、新たに各都県の代表首長（市長会長、町村会長）にも参画頂き、発注者間の協力体制の強化等を図ることとし、新・担い手3法改正案の周知並びに運用指針に基づく各発注機関における取組状況等について情報共有を行うなど、公共工事の品質確保に向けた取組を推進しているところです。</p> <p>また、関東地方整備局では、7月11日に新・担い手3法に関する説明会の開催を予定しているとともに、今後、都県及び市町村等で構成される都県単位の発注者協議会等において、改正品確法を始めとする新・担い手3法について周知等を図って行く予定です。</p> <p>その他、関東地方整備局の独自の取組みとして、本年6月21日に改正品確法の趣旨も踏まえ“地域インフラ”サポートプラン関東Ver. 3.0を公表したところですが、その中でも地方公共団体の発注者育成支援を行うこととしており、今後も引き続き、栃木県他各機関と連携し、新・担い手3法の浸透を図って参ります。</p> <p>なお、本改正法の運用上の留意事項等については、品確法第9条の規定に基づく基本方針及び同法第22条の規定により定められる「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」において定める予定のため、今後運用指針の策定にあたり、地方公共団体及び貴協会等の意見を伺うこととしておりますので、ご協力をお願いいたします。</p>
3. 令和元年度国土交通省予算と施策の地方展開について	<p>■今年度の関東地方整備局における、防災・減災、国土強靱化対策の取り組みと今後の見通しについて</p> <p>「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」のうち、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、平成30年度の2次補正予算から3か年で集中的に実施していく予定です。</p> <p>主な取り組み事業としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川・砂防関係事業では、「樹木伐採・掘削」、「堤防強化」、「土砂・流木対策」などを予定しています。 ・道路関係事業では「冠水」、「耐震」、「無電柱化」対策などを予定しています。 <p>また、今後の取り組みの一つとして、6月11日には「国土強靱化年次計画2019」が策定されたところであり、3か年緊急対策についても、達成目標や事業規模を踏まえたフォローアップを行うこととしております。</p> <p>全体で約7兆円の事業規模に対し、2年目となる令和元年度までに約5兆円を確保することとしており、概ね順調に進捗しているところです。</p> <p>関東地方整備局としても、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策費として、今年度当初予算で、約2,000億円を計上しているところです。</p> <p>栃木県の全体事業費についても、令和元年度の当初予算において、前年度比1.08倍となっております。</p> <p>なお、「経済財政運営と改革の基本方針2019」では、3か年緊急対策後も、国土強靱化基本計画に基づき、必要な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進めることとしております。</p>